

中古自動車販売業者が所有・展示する商品中古自動車に
対する自動車税（種別割）の軽減制度について（お知らせ）

1 軽減対象となる商品中古自動車

4月1日現在において、中古自動車販売業者が商品として所有し、展示し、かつ、所有者名及び使用者名が同一に上記業者名で登録されている自動車

2 軽減額

年税額の1/2分の3に相当する額

(注)4月又は5月に抹消した場合の軽減額は、それぞれ1/2分の1又は1/2分の2に相当する額となります。

3 申請の手続き

(1) 必要書類

- ① 自動車税（種別割）軽減申請書
- ② 古物商許可証の写し
- ③ 一般財団法人日本自動車査定協会の商品中古自動車証明書

※ 査定協会の申請期限は毎年4月末となっておりますのでご注意ください。

一般財団法人日本自動車査定協会香川県支所

高松市香西東町278-1 TEL 087-881-2987

(2) 申請先 香川県県税事務所 自動車税課

高松市松島町1丁目17-28（香川県高松合同庁舎内）

(3) 申請期限 **自動車税（種別割）の納期限5日前**（香川県県税事務所の申請期限）

※ **4月末日まで**（査定協会の申請期限）

<注意事項>

- (1) 新規登録車（自動車の取得の際に新車新規登録又は中古新規登録された自動車）は、軽減の対象になりません。また、申請者が使用している自動車、試乗車、代車等も軽減の対象になりません。
- (2) 軽減対象となる自動車のみならず、課税される全ての自動車について、前年度分までの自動車税（種別割）を申請期限までに完納しており（滞納がないことを証する書類の提出が必要な場合があります。）、かつ、当年度分（当該申請年度分）の自動車税（種別割）を納期限内に納付していなければ、軽減は認められません。
- (3) 地方税の滞納処分を受けた場合等には、軽減を受けられないことがあります。

問い合わせ先

〒760-0068

高松市松島町1丁目17-28（香川県高松合同庁舎内）

香川県県税事務所 自動車税課

電話 087-806-0314